

【別添1 一般名の命名基準】

1. 一般名は、原則としてまず英名を作成するものとし、これを翻訳し、又は字訳する方法により命名するものとする。翻訳又は字訳する場合は、次によるものとする。
 - (1) 一般名の英名に用いる化学名に文部科学省で定める学術用語(以下、学術用語)で日本語訳が示されている場合は、原則としてその日本語訳によるものとする。ただし、医薬品に特有なものにあつては、その名称によることができる。
 - (2) 一般名の英名に用いる化学名に学術用語で日本語訳が示されていない場合は、字訳法則(別紙1)により字訳するものとする。ただし、一般名の一部が学術用語で日本語訳が示されている化学名である場合には、当該部分については、(1)に定めるところによるものとする。
2. 一般名は、語音、綴りともに明快で、できるだけ短いものであり、かつ、既存の名称と混同されにくいものでなければならない。
3. 薬理的に関連のある群に属する医薬品の一般名は、この関連を示すようにつける。そのため、医薬品グループを表すステム(別紙2)に示す資料を参照すること。また、一般名の一部に解剖学的、生理学的、病理学的、若しくは、治療的効果を示唆するような字句が含まれてはならない。
4. 新しい薬理作用あるいは作用機序をもつグループの最初の物質の命名に当たっては、新しくINNのステムを創出することを考慮して命名する。
5. 化学薬品であつてその化学名が短いものはそのまま医薬品名として命名する。また、化学名が長いものはステムを考慮し、既存品と類似しないように適当な接頭語、接尾語等とステムを組み合わせることにより命名する。化学名を短縮して作る方法は、類似の名称が多くなる傾向があるので避ける。
6. 化学名が明らかでない化学薬品又は天然物等については、原則としてそのものの起原、科学的分類(配糖体、アルカロイド、アルコール等の別をいう)及び薬理的作用を勘案して、その一般的名称を命名するものとする。ただし、この場合でも別紙2に掲げる資料に示されているグループのいずれかに該当することが明らかなものについては、当該ステムを使用することが望ましい。
7. 塩、エステル、プロドラッグ、包接化合物及び水和物などの一般名は、原則として、薬理的に活性のある部分(塩基、酸又はアルコールなど)の名称について考案し、これに薬理的に不活性な部分の名称を組み合わせることにより命名するも

のとする。

- 8 . 第四級アンモニウム塩の一般名は、原則として陽イオン部、陰イオン部に分けて考案したそれぞれの名称を組み合わせることにより命名するものとし、アミンの塩の一般名と区別できるようにしなければならない。
- 9 . 酸及び塩基のうち必要なものについてはその短縮名称を定めるものとし、酸及び塩基等の短縮名称（別紙3）に示す資料を参照すること。この場合において、これらの酸又は塩基を含むものの一般名の命名に当たっては、その短縮名称を用いるものとする。
- 10 . 単離した文字、数字又はハイフン、h 及び k は原則として使用しないこととし、ph は f、th は t、y は i、ae 又は oe は e とするものとする。
- 11 . 上記の規定にかかわらず、一般名の命名に当たっては、その物質を最初に発見し、又は開発した者及びこれらに準ずる者が提案した名称並びに外国で開発された医薬品は当該開発国で使用されている名称を、特に支障のない限り、優先させるものとする。

【別紙1 字訳法則】

- 1 .原則として、すべての文字を省略することなく、字訳するものとする。ただし、末尾の e は、酵素剤の場合を除き、一般にこれを字訳しないものとする。
- 2 .原則として、子音の次の母音は、当該子音と組み合わせて字訳するものとする。
- 3 . 2 以外の場合は、原則として一文字ごとに字訳するものとする。
ただし、ch、ph、qh 及び th は、それぞれ一つの子音と見なし、また、同一又は類似の発音の子音が重なった場合は、一つの子音とみなすことがある。
- 4 . 2 及び 3 にかかわらず母音が 2 つ以上連続する場合のうち ae、oe、はそれぞれ e とみなして字訳するほか、eu はユー、ia はヤ、ou はウと字訳し、io については iod になった場合のみヨーと字訳するものとする。
- 5 . 字訳に当たっては、別表の例（字訳表）によらなければならない。

【別表】

字 訳 表

文 字	単 独 音	a	i. y	u	e	o	備 考
a	ア			オー	eとみなす		
b	ブ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	
c	ク	カ	シ	ク(キュ)	セ	コ	備考
d	ド	ダ	ジ	デュ	デ	ド	備考
e	エ			ユ- (オイ)			
f	フ	ファ	フィ	フ	フェ	ホ(フォ)	備考
g	グ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	
h		ハ	ヒ	フ(ヒュー)	ヘ	ホ	
i	イ	ヤ				イオ(ヨー)	備考
j	ジ	ジャ	ジ	ジュ	ジェ	ジョ	
k	ク	カ	キ	ク	ケ	コ	
l	ル	ラ	リ	ル	レ	ロ	備考
m	ム,ン	マ	ミ	ム	メ	モ	備考
n	ン	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	
o	オ			ウ	eとみなす		
p	プ	パ	ピ	プ	ペ	ポ	備考
q				ク			
r	ル	ラ	リ	ル	レ	ロ	備考
s	ス	サ(ザ)	シ(ジ)	ス(ズ)	セ(ゼ)	ソ(ゾ)	
t	ト	タ	チ	ツ	テ	ト	
u	ウ						
v	ブ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	備考
w	ウ	ワ	ウィ	ウ	ウェ	ウォ	
x	クス(クス)	キサ	キシ	クス	キセ	キソ	
y	イ	ヤ		ユ	エ	ヨ	
z	ズ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	
ch	ク	カ(チャ)	チ	チュ(キュ)	ケ(チェ)	コ	
ph	フ	ファ	フィ	フ	フェ	ホ(フォ)	備考
qu	ク	クァ(カ)	キ		クェ(ケ)	クォ(コ)	備考
th	ト(ス)	タ	チ	ツ	テ	ト	
sc	スク	スカ	シ	スク	セ	スコ	
sh	シュ	シャ	シ	シュ	シェ	ショ	

注：()内は例外的なものを示す。

備考： ch は k と同じ。
cou はクと同訳。例：クマリン (coumarin)
例外：ディルドリン (dildrin)
ff は f と同じ。
iod となったときは「ヨー」と字訳する。
ll は l と同じ。
例外：-マイシン (-mycin)
ph は f と同じ。
rr は r と同じ。
例外：ワセリン (Vaseline)
例外：セロハン (Cellophane)
カルボコン (Carboquone)

【別紙2 医薬品グループを表すステム】

医薬品グループを表すステムのリストについては、WHO のホームページを参照すること(下記参考資料を参照のこと)。なお、このリストは定期的に更新されており、WHO (The INN Programme, WHO, Geneva) より入手可能である。最新版を確認の上対応のこと。

また、ステムの日本語表記にあたっては、一般名の命名基準に従うこと。

< 参考資料 >

The use of stems in the selection of International Nonproprietary Names (INN) for pharmaceutical substances, WHO/EMP/RHT/TSN/2018.1, World Health Organization, Geneva, 2018,

https://www.who.int/medicines/services/inn/StemBook_2018.pdf

Addendum to "The use of stems in the selection of International Nonproprietary Names for Pharmaceutical Substances", WHO/EMP/RHT/TSN/2018.1, World Health Organization, Geneva, 2020,

[https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-nonproprietary-names-\(inn\)/addendum-stembook2018-202012.pdf](https://cdn.who.int/media/docs/default-source/international-nonproprietary-names-(inn)/addendum-stembook2018-202012.pdf)

【別紙3 酸及び塩基等の短縮名称】

酸及び塩基等の短縮名称リストについては、WHO ホームページを参照すること(下記参考資料を参照のこと)。なお、このリストは定期的に更新されており、WHO (The INN Programme, WHO, Geneva) より入手可能である。最新版を確認の上対応のこと。

また、短縮名の日本語表記にあたっては、一般名の命名基準に従うこと。

< 参考資料 >

International Nonproprietary Names (INN) for pharmaceutical substances.

Names for radicals & groups comprehensive list, WHO/EMP/RHT/TSN/2015.1, World Health Organization, Geneva, 2015,

<https://www.who.int/medicines/services/inn/RadicalBook2015.pdf>